

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鯖江市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.8 %
全職員	72.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	94.2 %
課長相当職	97.6 %
参事相当職	99.4 %
課長補佐・主任相当職	98.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.1 %
31～35年	93.4 %
26～30年	88.4 %
21～25年	97.8 %
16～20年	94.5 %
11～15年	91.6 %
6～10年	89.3 %
1～5年	89.4 %

【説明欄】

- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、9割を女性が占めているため、全職員と比較すると男女の給与の差が大きくなっています。
- ・扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、受給者のうち8割以上が男性となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。